

(3) 成果目標の設定及び評価

本計画に掲げる事業を普及に推進していくため、以下の成果目標を設定する。  
 なお、達成状況については毎年小笠原諸島振興開発審議会にて報告を行い、その後の事業執行に反映していく。  
 また、計画の進捗や施策に関する目標の評価等に必要な各種調査を実施する。

計画の成果目標

指標	目標(平成30年度)	参考値
農業生産額	1億3,170万円	1億1,574万円 (平成20～24年度の平均生産額)
漁獲量	510t	504t (平成20～24年度の平均漁獲量)
年間入り込み客数 <sup>※1</sup>	32,900人	29,153人 (平成21～25年度の平均入り込み客数)
教育旅行者数	20件 1,200人	17件 1,179人 (平成25年度実績)
リサイクル率 <sup>※2</sup>	50%	34.4% (平成24年度実績)
再生可能エネルギー発電容量 <sup>※3</sup>	230kW	192.5kW (平成25年度末実績)
総所得金額	102 <sup>※4</sup>	59億9,200万円 (平成21～25年度の平均総所得金額)

※1 年間入り込み客数には、定期船客以外の観光船客も含む。  
 ※2 年間ごみの総処理量と集団回収量の合計に対し、総資源化量の割合。  
 ※3 公共施設における再生可能エネルギー発電容量とする。  
 ※4 平成21～25年度までの平均総所得金額を100とした場合の指数。

(4) 島別の対応方針

父島及び母島については、住民が定住する島として、住民生活の安定・福祉の向上、定住の促進に資する各種振興開発事業を実施・推進するものとし、実施に当たっては、必要に応じて環境影響評価や「小笠原(父島・母島)における自然環境との調和を図る。また、東京都景観計画や「小笠原(父島・母島)における景観に配慮した公共施設整備指針」に基づき、自然や風土と調和した良好な景観形成を図る。  
 父島については、小笠原諸島の玄関口として観光地らしさを、母島については、自然の豊かさを演出するなど、それぞれの島の特性を生かした振興開発施策を検討する。  
 硫黄島及び北硫黄島については、一般住民の定住は困難であることを鑑み、父島及び母島への集団移転事業に類する措置を引き続き実施する。  
 また、父島、母島及びその他の島(小笠原、沖ノ島を除く。)の自然保護地域では、自然の保護と利用の両立を図るため、所要の調査検討を行い、自然公園法等との調整を図りながら、適切な措置を講じる。

第4章 分野別振興開発事業計画

※第4章に記載する各施策は、今後の予算措置等の状況により、変更が生じる場合がある。

# 1 土地の利用

小笠原諸島は、父島・母島列島を中心に太平洋上に30余りの島々が散在しており、平地が少ないうえ、その大半が国立公園や森林生態系保護地域に指定されているため、生活を営むために活用できる土地は非常に限られている。  
また、昭和19年の強制疎開により長い期間帰島を許されなかったという歴史的背景からその後も帰島できていない旧島民など、不在地主が多数存在する。  
また、農地法が未施行となっており、農地の転用等に関する規制がなく、強制疎開時の小作権等を保護するための特別賃借権制度が設置されている。

## 現状と課題

- 不在地主の存在や、地籍調査が完了していないことから、土地の有効活用が進まず、遊休土地が点在したままとなっている。
- 集落地域以外に住宅等が建設されるなど、計画的な土地利用が図られていない。

## 今後5年間の取組

- 土地の有効活用を図るため、地籍調査を推進し、土地の所有状況を明確にするとともに、不在地主の問題など土地利用全般に係る諸課題の解決に向けた調査や農地情報整理台帳等の活用を進める。【都・村】
- 土地利用計画に基づき適正な利用を図るため、特別賃借権や土地利用の規制・誘導の在り方等を検討する。【都・村】

## 年次計画

具体的な取組	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
地籍調査の推進			継続		
土地利用に係る調査・農地情報整理台帳等の活用			継続		
土地利用の規制・誘導の在り方の検討			継続		

## 土地利用の計画

土地の利用については、次の用途区分に基づいて行うものとし、その地域区分及び面積は次の表のとおりとし、父島及び母島の土地利用計画図はおおむね次の図のとおりとする。

- 集落地域  
父島については、東町並びに西町、宮之浜道、清瀬、奥村、扇浦及び吹上谷の一部を集落地域とする。  
母島については、元地並びに静沢及び大谷の一部を集落地域とする。
- 農業地域  
父島については、境浦、吹上谷、扇浦、洲崎、二子、小曲、長谷、北袋沢及び時雨山の一部を農業地域とする。  
母島については、蟬谷、船見台、静沢、大谷、船木山、評議平及び中ノ平の一部を農業地域とする。
- 自然保護地域  
小笠原諸島の優れた自然景観を保護し、学術上貴重な動植物、地質・地形等を保全するために必要な地域及び森林として管理保全することが必要な地域を自然保護地域とする。
- その他地域  
集落地域、農業地域、自然保護地域以外に各種の利用が想定される地域等を、その他地域とする。

土地利用面積表

(単位:km<sup>2</sup>)

地域区分	父島	母島	その他の島しょ	計
集落地域	1.17	0.25	-	1.42
農業地域	3.28	2.77	-	6.05
自然保護地域	18.75	16.46	35.73	70.94
その他地域	0.60	0.73	24.67	26.00
計	23.80	20.21	60.40	104.41

(注) 1 父島及び母島の面積には、附属島を含まない。  
2 「その他の島しょ」の「その他地域」の範囲は、碓真島、沖ノ島及び柳島島の全島の面積である。